

4 よくある質問

Q 令和元年度（2019年度）採択団体は、今年度も申請することができますか？

A より多くの団体に本補助金をご活用いただくため、前年度の補助金交付団体は申請を行うことができません（地域魅力アップモデル事業の継続申請団体を除く。）。

Q 審査はどのような方法で行われますか？

A 地域課題対応事業は原則書類審査のみ行います。
地域魅力アップモデル事業は書類審査とプレゼンテーション審査があります。
5名の審査会委員が、それぞれの事業の審査の項目(中面「⑤事業の審査」参照)から10段階評価で審査を行い、予算の範囲内で補助金交付団体及び補助金の額を決定致します。

Q 事業はいつから開始して良いですか？

A 交付決定通知を受けてから、事業を開始してください。
審査会で採択・不採択を決定致しますので、通知がお手元に届きましたら内容をご確認ください。**交付決定より前に事業を開始された場合、補助対象外となります。**
今年度の交付決定は、11月上旬を予定しております。

Q 補助金はいつ交付されますか？

A 原則、事業終了後に指定された口座に補助金を振り込みます。
ただし、事業資金が不足するなど理由がある場合には、年度途中で交付することも可能ですので、ご相談ください。

Q 地域魅力アップモデル事業は、今年度採択されればその後2年間補助金がもらえるのですか？

A 2年目・3年目も初年度と同様に年度ごとの申請が必要です。
その後、審査会で補助内容・補助金の額を決定いたします。
事業の進捗状況によっては不採択になる場合もありますので、ご了承ください。

5 注意事項

- ・申請に係る経費は、申請団体の負担とします。
- ・提出された書類一式は、返却いたしませんので、ご了承ください。

お問い合わせ

〒860-8618（区役所専用郵便番号）
※この郵便番号を記載すれば住所の記載を省略できます。
熊本市中央区手取本町1番1号

- 中央区役所総務企画課地域班（熊本市役所本庁舎1階41番窓口）
TEL 096-328-2610 / FAX 096-355-4190
- 中央区まちづくりセンター
TEL 096-328-2232

令和2年度（2020年度）

熊本市中央区

地域コミュニティづくり支援補助金

募集案内

申請期限
10/30(金)

目次

- | | | | |
|---|--------------|---|--------|
| 1 | 申請の流れ・スケジュール | 4 | よくある質問 |
| 2 | 補助金の種類 | 5 | 注意事項 |
| 3 | 補助対象となる事業費 | | |

1 申請の流れ・スケジュール

(1) 事前相談(電話連絡)

申請したい事業がある場合は、中央区役所総務企画課地域班又は 中央区まちづくりセンターに連絡し、事業内容をご相談ください。

(2) 事業の選択

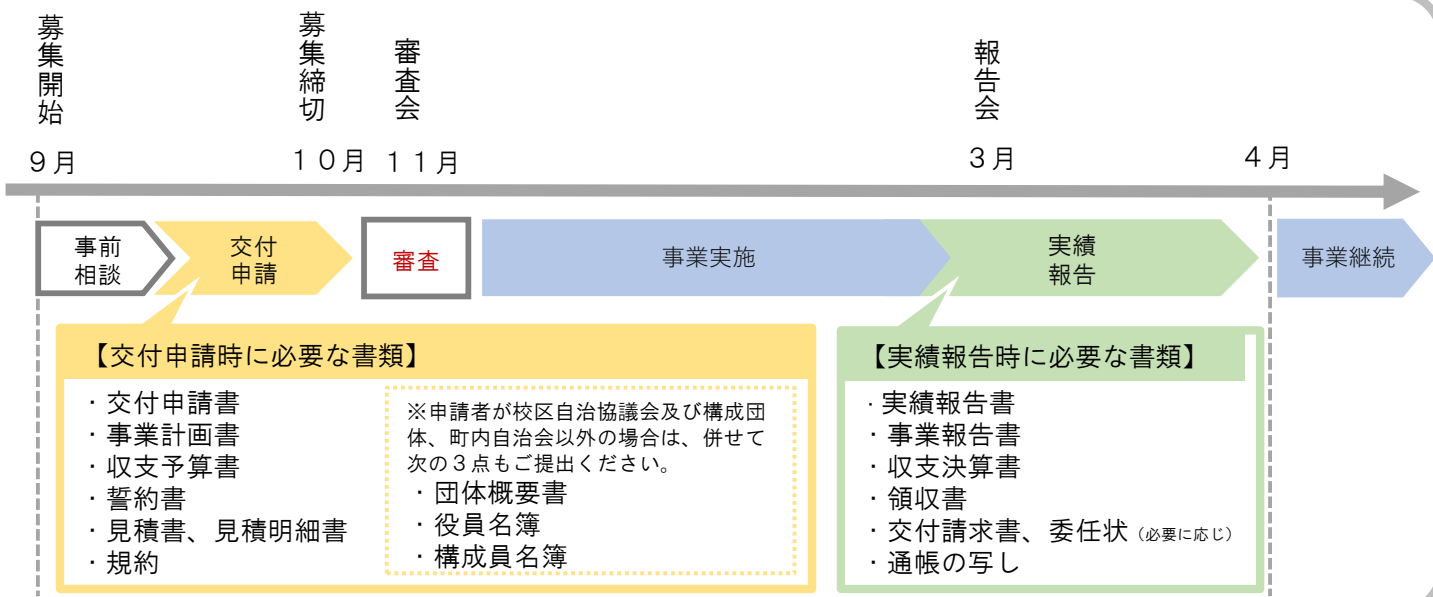
実施内容の性質が地域魅力アップモデル事業・地域課題対応事業のどちらに適しているか検討の上、選択してください。
その後、申請に関する書類一式を請求してください。

(3) 事業に要する経費の確認

事業実施に必要な経費に関して業者から見積書の徴取を行ってください。
併せて、補助率や補助金の額を再度ご確認ください。

(4) 申請

期限までに必要書類をそろえて申請してください。
・申請期限 令和2年（2020年）10月30日（金）
・提出先 中央区役所総務企画課地域班 又は 中央区まちづくりセンター



経営的視点



地域魅力アップモデル事業

「自主自立のまちづくり」に向けた先進的・模範的プロジェクトを支援します。

① 対象団体

- ・ 校区自治協議会
- ・ 校区自治協議会の構成団体
- ・ 町内自治会
- ・ 上記以外の地域コミュニティ活動を行う団体
(活動区域が主に中央区にあり、構成員が5人以上の団体)
※NPO法人や企業等も対象

② 対象事業

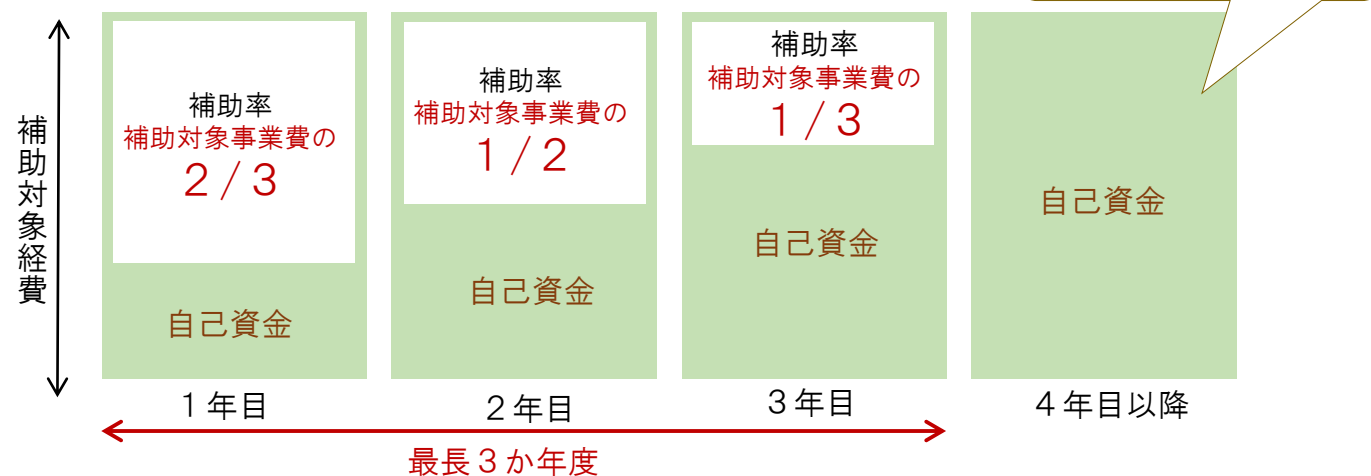
- ・ 地域活動の負担軽減が図られる事業
- ・ 生きがいとしての地域活動につながる事業
- ・ お互い様で支えあう地域づくりを進める事業
- ・ 公益的な事業で市長が認める事業

対象外事業（例）

- ・ ほかに公的な補助金を受けているもの(予定も含む)
- ・ 個人や団体に金品を支給することを目的としたもの
- ・ 宗教、政治、選挙活動に類するもの

③ 補助上限額・補助率

各年度補助上限額 **100万円** (千円未満端数切捨て)



※今年度採択された事業でも、2年目以降の補助採択を確約するものではありません。

④ 事業対象期間 最長3か年度

交付決定日※から令和3年(2021年)3月31日まで

※審査会(11月上旬予定)以降に交付決定します。2年目以降も申請が必要です。

⑤ 事業の審査

次の7つの項目について、審査会で書類審査及びプレゼンテーション審査を行います。予算の範囲内で、補助対象団体及び補助金の額を決定します。また、年度末には事業報告会にて報告を行っていただきます。

地域の理解度

効果

将来性

先進性

模範性

公益性

計画性



地域課題対応事業

地域住民が、主体的かつ継続的に行う地域課題解決のための取組みを支援します。

① 対象団体

- ・ 校区自治協議会
- ・ 校区自治協議会の構成団体
- ・ 町内自治会

② 対象事業

- ・ 住民の身近な課題を解決する事業
- ・ 地域における従来の取組みを発展させる事業

対象外事業（例）

- ・ ほかに公的な補助金を受けているもの(予定も含む)
- ・ 営利を目的としたもの
- ・ 個人や団体に金品を支給することを目的としたもの
- ・ 宗教、政治、選挙活動に類するもの

③ 補助上限額・補助率

補助上限額 **20万円** 補助対象事業費の $\frac{1}{2}$ (千円未満端数切捨て)

④ 事業対象期間 最長1か年度

交付決定日※から最長で令和3年(2021年)3月31日まで

※審査会(11月上旬予定)以降に交付決定します。

⑤ 事業の審査

次の3つの項目について、審査会で審査を行います。(原則書類審査のみ)
予算の範囲内で、補助対象団体及び補助金の額を決定します。

計画性

効果

将来性

※新たに倉庫等の設置を予定する事業の場合は、土地の所有者等を確認のうえ、許可を得る見込みがあることが前提です。

補助対象となる事業費

(地域魅力アップモデル事業・地域課題対応事業 共通)

事業費のうち、以下に該当するものを補助対象経費として扱います。支出内容が補助対象であるかご不明な場合は、ご相談ください。

- 報償費
- 印刷製本費
- 消耗品及び原材料費
- 通信交通費
- 備品購入費
- 使用料及び借上料
- 委託料

対象外経費（例）

- ・ 歓送迎会や招待会開催時の飲食代
- ・ 他団体への寄付金、負担金
- ・ 支出の根拠が確認できない経費(領収書が無いなど)
- ・ 賞味期限や消費期限がある備蓄品等